

## 第六次名張市障害者福祉計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について

### 1. 計画の概要（策定の目的、位置付け、期間等）

#### （1）策定の目的

第六次名張市障害者福祉計画の策定は、障害者基本法第11条第3項に基づき、国の障害者基本計画、県のみえ障がい者共生社会づくりプランを基本とする中で、名張市総合計画及び第4次名張市地域福祉計画に即し、本市の障害者を取り巻く状況等を把握した上で、第五次名張市障害者福祉計画を見直し、本市における障害者福祉施策の更なる推進に取り組むために、本計画を策定します。

#### （2）計画の位置付け

本市における障害者福祉施策の基本方向を定める総合的な計画として位置付けます。

#### （3）計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

#### （4）計画の策定、推進体制及び評価

名張市障害者施策推進協議会において実施します。

### 2. 計画の基本的考え方

#### （1）理念

ライフステージの全ての段階において基本的人権の回復を目指す考え方（全人間的復権）と障害のある人もない人も共に暮らすインクルーシブな社会を目指すことを基本理念とします。

また、本市の風土や特色を生かした地域づくり、担い手づくりを図りながら、障害者の自らの決定に基づき自分らしく暮らせるよう、社会的障壁の除去に努めるとともに、自助と共助と公助のバランスに配慮した支え合いの取組を目指します。

#### （2）計画の基本目標

名張市総合計画の基本構想を踏まえ、「障害者の自立と社会参加をささえます」を基本目標とします。

#### （3）計画の重点施策

- ア. 障害特性やライフステージに応じた継続的・包括的な支援の推進に取り組みます。
- イ. 共生意識にあふれた地域社会の構築に取り組みます。
- ウ. 障害のある人の自立を支援する就労支援の充実に取り組みます。

### 3. 施策の展開

本計画では、計画の基本目標、計画の重点施策を柱として、以下の八つの基本分野について、新たな目標を加えながら取組を推進します。

- (1) 啓発と交流の促進
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 雇用・就労の充実
- (4) 育成・教育の充実
- (5) 生活環境の整備
- (6) 保健・医療の充実
- (7) スポーツ・文化芸術活動の充実
- (8) 推進基盤の整備

### 4. 策定のスケジュール

パブリックコメントは、令和5年11月17日から同年12月18日までの期間に実施します。その後、名張市障害者施策推進協議会及び庁内の協議を経て、令和6年2月の教育民生委員会協議会において、結果を報告させていただく予定です。